

保育士修学資金貸付等事業のご案内

— 保育士資格取得のための学費及び就職のための資金等を貸付ます —

< 修学資金の概要 >

区 分	内 容
貸付対象者	次に掲げるいずれかの要件を満たす方 ○長野県内の養成施設に在学する学生であって、卒業後県内で返還免除対象（児童の保護等）の業務に従事しようとする方 ○長野県外の養成施設に在学する学生のうち、養成施設の学生となった年度の前年度に県内に住民登録をしていた方で、卒業後県内で返還免除対象（児童の保護等）の業務に従事しようとする方
貸付額 及び 貸付期間	月 額 50,000円以内 入学準備金 200,000円以内（初回に限る。） 就職準備金 200,000円以内（最終回に限る。） 生活費加算 生活保護受給世帯等のみ規定の金額以内 貸 付 期 間 養成施設に在学している間（2年以内）
返 還 免 除	① 養成施設を卒業の日から1年以内に、 ② 保育士の登録をし、 ③ 長野県内において、 ④ 返還免除対象（児童の保護等）の業務（※）に従事し、 ⑤ 以後5年間引続き当該業務に従事した場合 （現在こども家庭庁では令和8年度新規貸付決定者より 従事年数を変更することが検討されています。決まり次第 情報を更新します。） ※「返還免除対象（児童の保護等）の業務」は、5ページから6ページに 記載した業務です。 ①～⑤を全て満たした場合、貸付を受けた全額が返還免除され ます。 ただし、上記条件を満たさない方は返還となります。
利 子	無利子

【募集期間】 ※令和8年度入学生の募集となります。

第1期：令和7年12月1日から12月28日（必着）までの間

第2期：実施予定（期間調整中）

（第1期で申請書を提出した方は、第2期の申請はできません。）

申込方法

高等学校（第1期）または、養成施設（第2期）を経由して
申請してください。選考により6月頃、貸付者を決定します。

問い合わせ・申請先

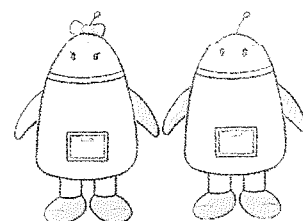
〒381-0034

長野市大字高田364-1 社会福祉法人長野県社会福祉事業団 本部事務局

TEL：026-228-0337（受付時間 平日8：30～17：00）

FAX：026-228-0310

Ex-ℓ：shikin@nagano-swc.com H P：https://nagano-swc.com/



長野県社会福祉事業団
マスコットキャラクター
ワトワちゃん・ワトワくん



○修学資金の申込みについて

【申込方法】

在学する養成施設を通して申請してください。なお、この貸付制度と、国の補助金が含まれている他の奨学金や制度との併給・併用はできません。（例：生活福祉資金の教育支援資金、職業訓練受講給付金、求職者支援制度など）

※高等教育の修学支援新制度との併給・併用の可否については、39 ページをご覧ください。

【申込時の提出書類】

1 保育士修学資金貸付申請書（様式第1号）

- (1) 在学する養成施設名、学科・専攻、学年、入学年月等を記入してください。
- (2) 該当する通学区分に○をし、居住している住所を記入してください。
- (3) 貸付額、入学準備金、就職準備金の希望額及び借用希望期間を記載してください。
- (4) 生活費加算について、申請する場合は「申請します。」を○で囲み、期間及び貸付額は記入しないでください。ただし、貸付申請時もしくは養成施設に入学する時点のいずれかで生活保護受給世帯またはこれに準ずる経済状況にあると認める世帯の方のみ申請をすることができます。
- (5) 家族の状況については、同一生計の家族全員を記載してください。（扶養している祖父母も記入）

2 添付書類

(1) 収入に関する証明書

本人の父母またはこれに代わって家計を支えている方の所得・課税・扶養の全てがわかる証明書（市町村が発行する最新のもの）

(2) 住民票（同一生計家族全員 ※扶養している祖父母も含む）

(3) 第1期申請者：高等学校長の推薦状（様式第2号の2）

第2期申請者：養成施設長の推薦状（様式第2号）

※第2期申請者は、卒業した高等学校が発行する調査書等（発行日が卒業時のもの）で代替可能です。

(4) 生活保護受給世帯等の方は上記の他に生活保護受給証明書または非課税証明書